

重点議題④ こどもの権利の施策展開(居場所・役割分担・関係機関との連携)

1. 居場所について

■居場所についての条例への記載

- ・条例制定自治体では、こどもの居場所について明記している自治体が多い。
- (1)「市やその他(保護者・市民・育ち学ぶ施設等)が居場所づくりに努める」
- (2)「市やその他(保護者・市民・育ち学ぶ施設等)が居場所づくりのためにすべきこと」を条例に記載している。

■他市事例(詳細は資料4-2「居場所」を参照)

(1)市が居場所づくりに努める

- 市は、子どもが自分らしく居られる多様な居場所づくりに努めます。
- 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもが^{ありのままの自分}でいられて、安全で安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。

(2)居場所づくりのために、市やその他がすべきこと

- 居場所づくりの活動を行う市民や学校、団体等との連携を図り、その活動を支援する。
- 居場所づくりについて、子どもが意見等を表明し、参加する機会を設けるとともに、その意見等を尊重する。
- 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくりをする。

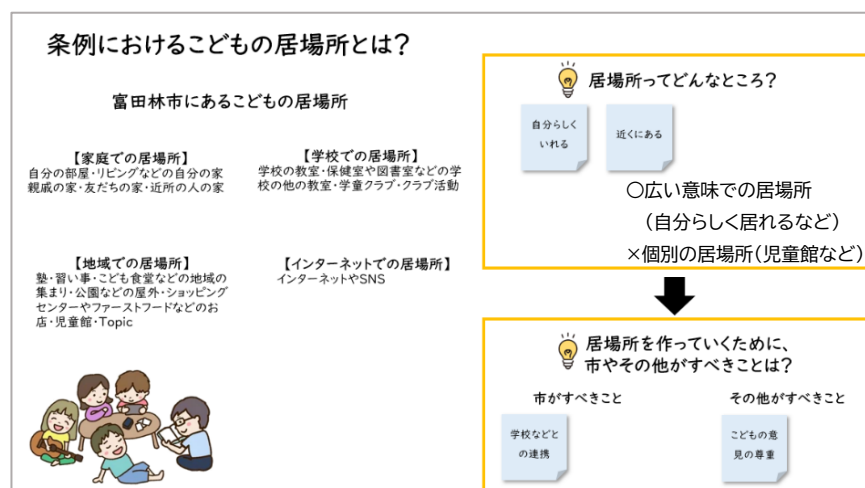
■議題

・条例におけるこどもの居場所とは？

・居場所を作っていくために、市やその他がすべきことは？

■ワークショップの方法

- ①「居場所ってどんなところ？」「居場所を作っていくために、市やその他がすべきことは？」について自分の意見を付箋に記載する(5分)
- ② 模造紙に付箋を貼る(3分)
- ③ 意見交換を実施(10分)
- ④ 意見のまとめ(7分)
- ⑤ 他のグループとの共有(5分)



2. 役割分担(関係機関との連携を含む)について

■役割分担についての条例への記載

- ・条例制定自治体では、章を設けて記載している自治体が多い。
 - 「子どもの権利を保障する大人の責務」
 - 「子どもの権利を保障するための役割」など
- ・記載内容としては「市」「市民」「保護者」「育ち学ぶ施設(学校等)」「事業者」に分類されている。

■他市事例(詳細は資料 4-2「役割分担(関係機関との連携を含む)」を参照)

【市の役割】

- 子どもの権利を保障するため、子どもの施策を総合的に実施し、市民・保護者・施設の関係者と連携し、子どもにやさしいまちづくりを推進する。
- あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。

【市民・地域住民の役割】

- 子どもの権利の理解を深め、子どもの権利を保障する。
- 子どもがすこやかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、子どもを見守り支援する。
- 市が実施する子どもの権利を保障するための施策について可能な範囲で協力する。

【育ち学ぶ施設・学校関係者・施設関係者の役割】

- 市、市民および保護者と連携し、子どもの権利を保障する。
- 子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長・発達に応じて、子どもの意見等を尊重する。
- 活動において子どもの権利を保障するよう努める、家庭、地域等との協力の下で子どもが主体的に育ち、および学ぶことができるよう支援する。

【家庭の役割】

- 子どもの人格と尊厳を尊重し、子どもが大切な存在として受け入れられ、愛されて育つことのできる環境を確保し、子どもの権利が保障されるようにする。
- 家庭が子どもの健やかな成長のために大切な場であること、子どもの養育・成長に第一義的な責任を有することを認識し、子どもの権利を保障する。
- 子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長・発達に応じて、子どもの意見等を尊重する。

【事業者の役割】

- 事業活動を行う中で、仕事と子育てを両立できる環境をつくるようにする。
- 従業員が子どもの権利を保障することができる環境を整える。

■議題

・現在は5つの「主体」を想定しているが、これでよいか？

・それぞれの「主体」が果たすべき役割として、考えられることは何か？

■ワークショップの方法

- ① 「条例における大人の役割は？」について自分の意見を付箋に記載する(5 分)
- ② 模造紙に付箋を貼る(3分)
- ③ 意見交換を実施(10 分)
- ④ 意見のまとめ(7 分)
- ⑤ 他のグループとの共有(5 分)

条例における大人の役割とは？

【すべてに共通する役割は？】	【市の役割は？】	【市民・地域住民の役割は？】	【家庭の役割は？】
こどもの意見の尊重	関係機関との連携	こどもの権利の周知・啓発	こどもを見守る
こどもの健康やかな成長の支援			

【育ち学ぶ施設・学校関係者・施設関係者の役割は？】	【事業者の役割は？】
学校でこどもの権利を学ぶ機会を確保する	従業員のこどもの権利の保障

他にも主体があればここに記入する